

仁和寺藏後鳥羽天皇御作無常講式影印・翻刻並びに解説

小花

林野

芳憲

規道

# 「翻刻」

凡例

花野憲道

一、本稿は、仁和寺藏後鳥羽天皇御作無常講式（二卷）の全文を、原文に忠実に翻刻したものである。

一、原本の行取の通りに翻字し、行頭に通し番号を附した。又、各紙毎にその紙数を記した。

一、原本における漢字の字体は、現行の活字正字体に従うことを原則とし、原本の字体と活字正字体とが異なるものについては、その主なものを「異体字一覧」（別掲）の手続によって翻字した。

所謂、誤字、宛字、抄物書については、原本のままに翻字し、その正しいと考えられる字体を当該漢字の傍に（）に括って注した。

一、原本における片仮名の古字体は、現行の通用字体に改めた。

一、声点の位置については、「イイト幽途」の如く表示した。

一、破損や虫損、または墨が紙より剝落した箇所では、墨痕・残画によって解読可能な場合は推読し、全く解読不能の場合には、□を以て表示した。

一、\*印は、それを附した箇所が脚注に採り上げていることを示す。

一、脚注は、翻字の作業に関する事項を主として添えた。その主なものは、左の通りである。

(1) 破損・虫損等による文字の推読箇所。

(2) 誤字、宛字で、その認定の所據。

(3) 重ね書など、その明らかなものを主として注記した。

(4) その他翻字に当たり必要な事項。

一、尚、影印・翻刻には示していないが、巻末の一紙に補修の際に加えられた次の跋文がある。

「昭和卅三年十月 依文化財保護法修理畢 田山方南記之」

異体字一覽表

危	宅	危	我	願	倩	講	後	刹	淨	養	穰	曉	場	彌
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
危	宅	衆	我	願	倩	講	後	刹	淨	養	穰	曉	場	彌
袂	眠	垂	來	算	早	知	負	并	覺	朽	枕	支	僅	柱
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
袂	眠	垂	來	算	早	知	負	并	覺	朽	枕	支	僅	柱
急	脫	望	牙	斷	辟	酸	坐	寄	邈	迨	史	觀	悠	黑
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
急	脫	望	牙	斷	辟	酸	坐	寄	邈	迨	史	觀	悠	黑
巖	卧	昔	起	哉	失	怵	愛	顏	湯	雅	塵	履	為	遭
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
巖	卧	昔	起	哉	失	怵	愛	顏	湯	雅	塵	履	為	遭
築	二	焰	牽	勤	登	遷	魂	邊	笛	偈	者	楫	骸	袞
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
築	二	焰	牽	勤	登	遷	魂	邊	笛	偈	者	楫	骸	袞
狀	將	繩	蠕	戲	鬚	罕	焉	築	獨	衽	了	水	或	沫
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
狀	將	繩	蠕	戲	鬚	罕	焉	築	獨	衽	了	水	或	沫



(第1紙)

1 無常講式

2 無次第 無法則 只念無常 唱彌陀名

3 無日時 無道場 閑居 天 旅宿 草枕

4 馱五六道之苦 可欣者安養之淨刹 生前佛

5 後佛之間 可憐者彌陀之悲願也 以我等衆

6 生身如朽宅危 命柱僅支心似旅客宿 与息欲

7 去一愚 期百年一暗送一生之間三四十員不知一早

8 過五六十算不覺忽來漸垂 七十一老与又病來世

9 在近豈暗然 眠寒氷紅蓮 嵐不可有重袂

10 之妻妾上黑闇泥梨夜燵 不可來扇枕之子只唱

11 彌陀号可欣蓮上止觀云人命无定 一息不追

12 千載長往幽途 綿邈 無有資糧 苦海深船

13 抵安 寄 (平濁・ママ) 年事稍去刀風不奢 豈安然 坐待酸痛

14 譬如野干失 耳尾牙 詐 眼望 脱 急聞 頭心大驚

15 怖 遭 生老病 尙不爲急 死事弗奢 那不怖 心起

心蓮院

(朱印)

\*紙背二「第十七箱」ト墨書

\*「へ」一部虫損

\*「ス」一部虫損

\*1「刃」一部虫損

\*2「船」一部虫損

\*「抵」ハ「椀」(筏ノ俗字)

ノ誤寫

\*1「詐」一部虫損

\*2「カ」一部虫損

\*1「ス」虫損

\*2「ヲコル」一部虫損

16 時如<sup>トキハ</sup>覆<sup>フム</sup>湯火<sup>タウラ</sup>五塵六欲<sup>アラスイトマ</sup>不暇貪染<sup>スルニシ</sup>如阿輸柯王<sup>シユカキ、セン</sup>聞梅

17 陀羅朝<sup>アタラク</sup>振鈴<sup>フリテ</sup>一日已盡<sup>ニツキ</sup>六日當<sup>ヘシト云</sup>死<sup>シス</sup>雖<sup>イヘトモ</sup>有五欲<sup>ヨウ</sup>无<sup>キ</sup>三<sup>カ</sup>

18 愛<sup>スルコト</sup>一念情<sup>モツラ</sup>以<sup>ク</sup>我<sup>レ</sup>等生<sup>サレハセ</sup>不修<sup>レテ</sup>如失耳<sup>カキミ</sup>老不修<sup>ラヒテ</sup>如失尾<sup>ハ</sup>病<sup>ヲ</sup>

19 不<sup>ニ</sup>修<sup>シ</sup>如失牙<sup>ニ</sup>豈<sup>ユ</sup>至死<sup>ニ</sup>則<sup>ハチ</sup>如<sup>チ</sup>失<sup>テ</sup>頭<sup>ヲ</sup>哉<sup>ムカシク</sup>昔怖王<sup>ムカシク</sup>七日枕<sup>シ</sup>下<sup>ニ</sup>

20 朝<sup>アサ</sup>鈴<sup>スズ</sup>起悲<sup>シカサシ</sup>聲<sup>ノ</sup>今弟子<sup>イマノシ</sup>六旬<sup>ムツク</sup>首<sup>カウ</sup>上<sup>ノ</sup>年<sup>シタ</sup>霜<sup>カ</sup>老<sup>キ</sup>秋<sup>ノ</sup>

21 色<sup>イロ</sup>一<sup>ニ</sup>臥<sup>シ</sup>墓<sup>ノ</sup>下<sup>ニ</sup>之後<sup>ノチ</sup>千歲<sup>キハチ</sup>何<sup>ノ</sup>日<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>起<sup>キ</sup>哀<sup>ヲ</sup>哉<sup>ムカシク</sup>骸<sup>カ</sup>留<sup>ル</sup>

22 何野邊<sup>ノノ</sup>一魂<sup>ニ</sup>可<sup>ク</sup>往<sup>ク</sup>何路<sup>ノ</sup>哉<sup>ムカシク</sup>惜哉<sup>ムカシク</sup>爲<sup>ル</sup>半偈<sup>ノ</sup>不捨<sup>レ</sup>但以<sup>テ</sup>

23 遷<sup>ウツ</sup>四相<sup>サシ</sup>故<sup>ニ</sup>東<sup>ノ</sup>黨<sup>ノ</sup>燻<sup>ム</sup>不登<sup>ル</sup>之<sup>ノ</sup>先急<sup>ニ</sup>可<sup>ク</sup>急<sup>ニ</sup>者<sup>ノ</sup>念佛<sup>ノ</sup>之功<sup>ノ</sup>北<sup>ノ</sup>慈<sup>ノ</sup>

24 露<sup>ツ</sup>不<sup>ク</sup>消<sup>ス</sup>之<sup>ノ</sup>先勤<sup>ニ</sup>而可<sup>ク</sup>勤<sup>ム</sup>者<sup>ノ</sup>往<sup>ク</sup>生<sup>ク</sup>行<sup>ク</sup>也<sup>ノ</sup>世<sup>ノ</sup>皆<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>牢<sup>ク</sup>

25 固<sup>コ</sup>如<sup>ク</sup>水沫<sup>ノ</sup>泡<sup>ノ</sup>焰<sup>ノ</sup>汝<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>咸<sup>ク</sup>應<sup>ク</sup>當<sup>ク</sup>疾<sup>ク</sup>生<sup>ク</sup>三<sup>ノ</sup>獸<sup>ノ</sup>離<sup>ル</sup>心<sup>ニ</sup>

26 南無阿彌陀佛

27 舉<sup>コト</sup>世<sup>ヲ</sup>如<sup>ク</sup>浮<sup>ク</sup>游<sup>ク</sup>于<sup>ニ</sup>朝<sup>ニ</sup>死<sup>ニ</sup>于<sup>ニ</sup>夕<sup>ニ</sup>死<sup>ニ</sup>別<sup>レ</sup>者<sup>ノ</sup>幾<sup>ク</sup>許<sup>ス</sup>哉<sup>ムカシク</sup>或<sup>シ</sup>

28 昨<sup>キノ</sup>日<sup>ノ</sup>已<sup>ニ</sup>埋<sup>ル</sup>標<sup>ヲ</sup>淚<sup>ヲ</sup>於<sup>ニ</sup>墓<sup>ノ</sup>下<sup>ニ</sup>之<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>或<sup>シ</sup>今<sup>ノ</sup>夜<sup>ニ</sup>欲<sup>ク</sup>送<sup>ル</sup>泣<sup>ク</sup>別<sup>レ</sup>

29 棺<sup>クラ</sup>前<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>凡<sup>ソ</sup>無<sup>ク</sup>墓<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>始<sup>メ</sup>中<sup>ノ</sup>終<sup>ノ</sup>如<sup>ク</sup>幻<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>朝<sup>ノ</sup>過<sup>ル</sup>

30 程<sup>ホト</sup>也<sup>カ</sup>三<sup>ノ</sup>界<sup>ノ</sup>無<sup>ク</sup>常<sup>ノ</sup>也<sup>ノ</sup>自<sup>レ</sup>古<sup>ヨリ</sup>未<sup>ダ</sup>聞<sup>ク</sup>有<sup>ル</sup>万<sup>ノ</sup>歲<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>身<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>生<sup>ノ</sup>易<sup>ク</sup>

仁和寺藏後鳥羽天皇御作無常講式影印・翻刻並びに解説

\* 「ナ□カ」一部虫損

\* 「ミ」ノ下一部虫損

\* 1 「スユン」一部虫損

\* 2 「ヲヒ□」虫損

\* 1 「日」一部虫損

\* 2 「カナ」一部虫損

\* 「テ」ノ上ニ「モ」ヲ重ネ書

\* 1 「黨」一部虫損

\* 2 「フリ」一部虫損

\* 3 「ム」一部虫損

\* 4 「可急」者念「擦消」ノ上ニ重ネ書

ネ書

\* 「疾」一部虫損

\* 1 「シ」ノ下躡字虫損

\* 2 「へ」某字ノ上ニ重ネ書

\* 1 「涙」一部虫損

\* 2 「別」一部虫損

\* 1 「セイ」一部虫損

\* 2 「易」一部虫損

(第3紙)

- 31 過<sup>ス</sup>在今誰保<sup>ネン</sup>百年形<sup>ニ</sup>躰<sup>キ</sup>一實<sup>ト</sup>我前人前不知<sup>シラ</sup>今<sup>ケウ</sup>日<sup>トモ</sup>
- 32 不<sup>ス</sup>知<sup>シ</sup>明<sup>ト</sup>日<sup>トモ</sup>後<sup>トモ</sup>先<sup>トモ</sup>人<sup>トモ</sup>繁<sup>ク</sup>本<sup>ク</sup>滴<sup>ク</sup>未<sup>ク</sup>露<sup>ク</sup>指<sup>ク</sup>厚<sup>ク</sup>野<sup>ク</sup>爲<sup>ク</sup>獨<sup>ク</sup>逝<sup>ク</sup>地<sup>ク</sup>
- 33 築<sup>ツ</sup>墳<sup>ク</sup>墓<sup>ク</sup>爲<sup>ク</sup>永<sup>ク</sup>栖<sup>ク</sup>家<sup>ク</sup>燒<sup>ク</sup>爲<sup>ク</sup>灰<sup>ク</sup>埋<sup>ク</sup>爲<sup>ク</sup>土<sup>ク</sup>人<sup>ク</sup>成<sup>ク</sup>之<sup>ク</sup>終<sup>ク</sup>之<sup>ク</sup>質<sup>ク</sup>
- 34 也<sup>ア</sup>嗚<sup>ク</sup>呼<sup>ク</sup>撫<sup>ク</sup>雲<sup>ク</sup>鬢<sup>ク</sup>戲<sup>ク</sup>花<sup>ク</sup>間<sup>ク</sup>朝<sup>ク</sup>百<sup>ク</sup>媚<sup>ク</sup>離<sup>ク</sup>難<sup>ク</sup>別<sup>ク</sup>一<sup>ク</sup>先<sup>ク</sup>露<sup>ク</sup>
- 35 命<sup>メ</sup>臥<sup>ク</sup>蓬<sup>ク</sup>下<sup>ク</sup>夕<sup>ク</sup>九<sup>ク</sup>相<sup>ク</sup>皆<sup>ク</sup>可<sup>ク</sup>捨<sup>ク</sup>爛<sup>ク</sup>一<sup>ク</sup>兩<sup>ク</sup>過<sup>ク</sup>者<sup>ク</sup>悉<sup>ク</sup>傍<sup>ク</sup>二<sup>ク</sup>眼<sup>ク</sup>
- 36 鼻<sup>ク</sup>三<sup>ク</sup>五<sup>ク</sup>里<sup>ク</sup>行<sup>ク</sup>人<sup>ク</sup>皆<sup>ク</sup>塞<sup>ク</sup>鼻<sup>ク</sup>便<sup>ク</sup>利<sup>ク</sup>二<sup>ク</sup>道<sup>ク</sup>中<sup>ク</sup>白<sup>ク</sup>蟻<sup>ク</sup>蠹<sup>ク</sup>出<sup>ク</sup>
- 37 手<sup>シ</sup>足<sup>シ</sup>四<sup>シ</sup>支<sup>シ</sup>上<sup>シ</sup>青<sup>シ</sup>蠅<sup>シ</sup>飛<sup>シ</sup>集<sup>シ</sup>虎<sup>シ</sup>狼<sup>シ</sup>野<sup>シ</sup>一<sup>シ</sup>千<sup>シ</sup>馳<sup>シ</sup>四<sup>シ</sup>方<sup>シ</sup>置<sup>シ</sup>十<sup>シ</sup>二<sup>シ</sup>節<sup>シ</sup>
- 38 於<sup>ニ</sup>所<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>鷄<sup>ニ</sup>臯<sup>ニ</sup>駟<sup>ニ</sup>鷺<sup>ニ</sup>啄<sup>ニ</sup>五<sup>ニ</sup>藏<sup>ニ</sup>投<sup>ニ</sup>五<sup>ニ</sup>尺<sup>ニ</sup>腸<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>色<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>肉<sup>ニ</sup>落<sup>ニ</sup>
- 39 皮<sup>カ</sup>剝<sup>ク</sup>但<sup>ト</sup>生<sup>ク</sup>鬮<sup>ク</sup>體<sup>ク</sup>日<sup>ク</sup>曝<sup>ク</sup>雨<sup>ク</sup>洗<sup>ク</sup>終<sup>ク</sup>朽<sup>ク</sup>成<sup>ク</sup>土<sup>ク</sup>雲<sup>ク</sup>鬢<sup>ク</sup>何<sup>ク</sup>
- 40 収<sup>ヲ</sup>華<sup>マル</sup>貞<sup>ナ</sup>何<sup>カ</sup>懷<sup>ハ</sup>眼<sup>ニ</sup>秋<sup>ニ</sup>草<sup>ニ</sup>生<sup>ク</sup>首<sup>ク</sup>春<sup>ニ</sup>苔<sup>ニ</sup>繁<sup>ク</sup>白<sup>ク</sup>樂<sup>ク</sup>天<sup>ク</sup>之<sup>ク</sup>故<sup>ク</sup>
- 41 墓<sup>ホ</sup>何<sup>ニ</sup>世<sup>ニ</sup>人<sup>ニ</sup>不知<sup>ク</sup>姓<sup>ク</sup>与<sup>ク</sup>名<sup>ク</sup>和<sup>ク</sup>爲<sup>ク</sup>道<sup>ク</sup>頭<sup>ク</sup>土<sup>ク</sup>年<sup>ク</sup>春<sup>ク</sup>草<sup>ク</sup>生<sup>ク</sup>
- 42 西<sup>セイ</sup>施<sup>シ</sup>顔<sup>シ</sup>色<sup>シ</sup>今<sup>ニ</sup>何<sup>ニ</sup>在<sup>ク</sup>可<sup>ク</sup>有<sup>ク</sup>一<sup>ク</sup>春<sup>ク</sup>風<sup>ク</sup>百<sup>ク</sup>草<sup>ク</sup>頭<sup>ク</sup>再<sup>ク</sup>生<sup>ク</sup>汝<sup>ク</sup>今<sup>ク</sup>
- 43 過<sup>ス</sup>狀<sup>ク</sup>位<sup>ク</sup>死<sup>ク</sup>衰<sup>ク</sup>將<sup>ク</sup>近<sup>ク</sup>閻<sup>ク</sup>王<sup>ク</sup>欲<sup>ク</sup>往<sup>ク</sup>先<sup>ク</sup>路<sup>ク</sup>無<sup>ク</sup>資<sup>ク</sup>糧<sup>ク</sup>求<sup>ク</sup>住<sup>ク</sup>
- 44 中<sup>チ</sup>間<sup>ニ</sup>無<sup>ク</sup>所<sup>ニ</sup>止<sup>ク</sup>一<sup>ク</sup>切<sup>ク</sup>有<sup>ク</sup>爲<sup>ク</sup>法<sup>ク</sup>如<sup>ク</sup>夢<sup>ク</sup>幻<sup>ク</sup>泡<sup>ク</sup>影<sup>ク</sup>一<sup>ク</sup>如<sup>ク</sup>露<sup>ク</sup>一<sup>ク</sup>亦<sup>ク</sup>如<sup>ク</sup>電<sup>ク</sup>
- 45 應<sup>オ</sup>三<sup>ナ</sup>作<sup>ス</sup>如<sup>ク</sup>是<sup>ク</sup>觀<sup>ク</sup>

\*1「ハ」一部虫損  
 \*2「キ」一部虫損  
 \*「地」一部虫損  
 \*「ハリ」一部虫損  
 \*「ハ」ノ下虫損  
 \*「サ」ノ上虫損  
 \*「ヲ」一部虫損  
 \*1「ラ」一部虫損  
 \*2「ナ」一部虫損  
 \*「ハ」某仮名二重ネ書

46 南無阿彌陀佛

47 契チキテモ而尙可ナラハ契キルモ善薩坐衆之友トモタナフテモナラハム尚可トモナラハム馮トモナラハム者トモナラハム獨陀トモナラハム

48 本誓之助也タスケ凡夫友フトモハ一期程也オリタ未トモナラハ三トモナラハ伴トモナラハ于六道之旅クニニハ

49 今生亦富貴之間也タフククキノアヒタ貧賤時誰隨ヒシセシノトキカシタカハン哉イマアアアタリミルニランセイヤ今面トホリニサイ見乱世ナラヘテウチラマキタマ

50 實佛マコトニホトゴリホカニタクムヘキ外馮ヲカハセリウヤシムノコカネ誰昔清涼紫震全トホリニサイ扉ナラヘテウチラマキタマ菜女サイメ竝腕ナラヘテウチラマキタマ卷玉マキタマ

51 簾スタレイマハミン今エン民エン燻蓬カウノ荃アキノノキニマヒトヒト水ウリヲワツカニヌス軒海人垂鉤カタルヒラクエツケウシ僅ウリ成二語カタラヒラクエツケウシ月卿雲ツキノ

52 容身切カクノハキキレ生頸於他卿タキノケフリヨモキノチマタニ之雲クモニクフヘンキヨロヒトハラトス槐門クモニクフヘンキヨロヒトハラトス棘路クモニクフヘンキヨロヒトハラトス人落クモニクフヘンキヨロヒトハラトス紅淚於クモニクフヘンキヨロヒトハラトス

53 征路之月セロノ彼孟嘗君ニカノマツヤウケンカ三千容セロノ但是一生友也ノトモ漢明カンノメイ

54 帝二十八將テイノ未爲二世之徒シヤウイマタナリ唄トモト水コ王得ノエシ一天ヲ落時ヲチシトキニハヒリヲチシ獨落秦トモト水コ

55 王靡ノナヒカヒシ四海死時ヲスルハ獨死上陽人スシヤウヤウシハ獨老李夫人ハリヲヒリフ獨病千シヤウヤウシハ

56 万人無ハンノキトシ三代カハルモ病ニ然則肅シカレハチセウ夜雨打窓タルヨルノアメウツマトラ之時トキカウ歎タルノコソノトモシ殘燈トキカウ

57 背壁之下クムケルカハラ爲十二緣之觀モトニナシテ悲エシ生死無常クワンヲカナシヒ欣ネカテ九品ホン之ホ

58 迎ムカヘ唱ヲトナヨ彌陀之名号ノ天帝二十五億人ミヤウカワ天女五衰夕スイノユフヘニハミナ皆ホ

59 捨ステ去轉輪聖王サテ八万四千後宮ノ一期終ノ不從ノ仰願觀コノヲハリニヒトリモ

60 音勢至廿五音勢至廿五廿五普賢文殊普賢文殊四十一地賢聖四十一地賢聖臨命終夕臨命終夕

\*補入符アリ、「者」字脱カ。

\*「ヒト」本ノママ

\*「唄」ハ本ノママ。「ロ」ハ上声  
点ノ誤寫カ。

\*「ヲ」一部虫損

仁和寺藏後鳥羽天皇御作無常講式影印・翻刻並びに解説

61

サケケンタイヲキタリサウアンニ コノシヤウノノチミチヒキテニウツシタマヘノウテテニ  
捧蓮臺ニ來草菴一期生之後導淨土ニ移玉臺

62

コノハマンゴウホンナウノネタリ イトテハシナスコソカウフエスカタトサイシチ  
此身万劫ヲ根也獸可爲金剛不壞之質一妻子玆

63

寶及王位臨命終時不隨者唯戒及施不放逸今  
ホヲヨヒ キリンミヤウシユニハサルシタカモノナリダトヒトサルト セ コン

64

世後世爲伴一侶一此依諸功德願於命終時一見無量壽  
セ セ コ ニ ナ ル ハ ン キ リ ヨ リ コ ノ モ ロ ノ ニ ネ カ ハ ク ハ テ 命 終 時 一 見 無 量 壽

65

佛一无边功德身一我及餘信者既見彼佛一已願得  
フ 一 無 邊 功 德 身 一 我 及 餘 信 者 既 見 彼 佛 一 已 願 得

66

離垢眼一往一<sup>セン</sup>生安樂國一  
リ ク ノ マ ナ コ ヲ 一 往 一 生 安 樂 國 一

十無盡院

(朱印)

67

南無阿彌陀佛

68

無常試 陰岐法皇御筆

69

正月九日 帝王萌御同月廿日

(題)

70

建長元年七月十三日於雲林院書寫了

(第5紙)

\*「リヨリ」本ノママ

〔解 説〕

仁和寺蔵後鳥羽天皇御作無常講式について

花 野 憲 道

目 次

- 一、はじめに
- 二、内容略説
- 三、本資料の講式史上の位置
- 四、おわりに

一、はじめに

京都御室仁和寺所蔵重要文化財『無常講式一卷』は、奥書によれば鎌倉時代中期（建長元へ二二四九）年に書写されたもので、後世の補修による外題には『後鳥羽天皇御作無常講式』とある。

界線は無く、料紙は楮紙、天地二十九・七糎、全幅二百二十九・一糎、全五紙（二紙長四十六・八糎）の卷子本である。一紙十七行、一行十七字乃至二十字に書写し、内題から奥書迄全て同筆（注記箇所を除く）、これに、仮名・返点・声点の訓点が附けられている。保存状態は、比較的良好であつて、本紙には虫喰が見られる程度である。

朱方印は巻首内題の下に「心蓮院」を、巻末本文最終行下部に「十無盡院」をそれぞれ一顆押捺する。心蓮院は本資

料を蔵している仁和寺にあつた塔頭寺院の一箇所であり、十無盡院は梅尾高山寺の房の名である。<sup>(1)</sup>

奥書は、本文と同筆で、

建長元年七月十三日於雲林院書寫了

とある。

本資料『無常講式』に就ては、所蔵主である仁和寺が嘗て出版した『仁和寺名宝図録(佐和隆研監修・昭四十八年)』・『重要文化財二十一、書跡・典籍・古文書IV(文化庁監修、昭五十二年・毎日新聞社)』に紹介されている他、若干の先行論文が存する程度である。<sup>(3)</sup>

後述の如く、本資料は、「講式」というジャンルでも異彩を放つ存在であつて、今後、国語史学・国文学の上から又、仏教史学の上からも詳しく研究されるべき注目に値する孤本であると思われる。

## 二、内容略説

この『無常講式』は、後に「承久の乱」と称される北条氏との政治的戦略に破れ隠岐に留め置かれることになつた後鳥羽天皇<sup>(4)</sup>により製作されたものである。全体は三段構成であつて、各段の概要は次の通りである。

(初段) 人生の哀傷と人命無定の事を嘆く。(4〜26行)

(第二段) 天皇自ら目の当りにされた光景から在世の無常を観ず。(27〜46行)。

(第三段) 仏・菩薩への帰依と、心を安住にし、特に阿弥陀仏の浄土に往生を願ひ極楽への追慕を述べる。(47〜67行)。都での華やかな生活が思い浮ばれ(9〜10行) 一方では弥陀の浄土を観想する。斯様な悲運を嘆き、心を静める安らぎは、只、無常を觀じ、阿弥陀如来(無量壽如来とも云う)の名号を唱え、安樂國へ往く事であつた。

此処には一貫して浄土教思想が流れ、平安時代の末法思想による阿弥陀如来への帰依・欣求浄土・往生極楽への願望

が強烈に表現されている。そこには、仏教への信心篤く、文学的才能に秀で、悲運な半生を過ごさなければならなくなつた後鳥羽天皇が、歎恨の念で『無常講式』を執筆されたであろう心情が伺われる。

### 三、本資料の講式史上の位置

一般に「講式」は、如来・菩薩・祖師・經典など諸尊聖衆を讚歎し、仏徳をたたえ、更に作者自身の内證をも述べるものである。これは通常漢文体で書かれ、次に例として示す如く対句表現を多用する文体を有している。

(密隔句)

○ 獸六道六道之苦 可欣者安養之淨刹、

生前佛後佛之間 可馮者彌陀之悲願、(第一段、4―5)

(密隔句)

○ 虎狼野干馳四方 置十二節於所々、

鷄臯駟鷲啄五蔵 捉五尺腸於色々、(第二段、38―39)

(密隔句)

○ 昔清凉紫震全扇 菜女竝腕卷玉簾、

今民燻蓬荃葦軒 海人垂鉤僅成語、(第三段、50―51)

〈訓点は略す〉

講式全体は、三段・五段等複数の段(稀に二段構成もある)<sup>(5)</sup>により構成され、一段を唱え終るごとに伽陀を斉唱する。各段同様に最終段迄続けられる。

古来、講式は仏教各宗に亘り数多くのものが編纂されてきた。「講式」という表現形態が現われたのは、永観律師(一

仁和寺蔵後鳥羽天皇御作無常講式について

〇三三〇～三三二による『往生講式』をもって初出とされている。<sup>(6)</sup>

芥来、真源（一〇六四～一二三六）の『順次往生講式』、貞慶（一二五五～一二二三）の『彌勒講式』・『舍利講式』、明恵（一二七三～一二三三）の『十無盡院舍利講式』・『四座講式』など数多くの写本が伝来している。

講式を中心にした法要の形態（法則）は一般には現存の古写本によれば、多くは次の様である。<sup>(7)</sup>

先、惣礼（伽陀）

次、法用（四箇法用）

次、講式

次、神分

次、六種廻向

ここで、右の如き文章構成法の観点も含めて、本資料『無常講式』の特徴と思しきものを箇条的に整理すると、凡そ次の諸点になろうかと思う。

I、文章構成法については、

①全体が三段構成である。

②巻首に記される如く、本尊も、講式を唱える道場も、法則・次第も用いない。

③表白段（所謂、神降し）がない。

④各段の初めに、その段の要旨を述べるところの「発句」がない。

⑤発願廻向を述べていない。

II、内典・外典から引用している。

III、節博士（講式譜）を附さない。

IV、天皇の御製作になる。

右の諸点について、以下簡単に私見を加えてみたい。

先ずI、文章構成法について、①全体が三段構成となっていることは、第二節で述べた如くである。②③④⑤について、本尊・法則・次第を定めず、更に道場に入堂せずに「講式」を唱えるということは、非常に特異なケースであって、例えば、「講式」の中で著名なものの一つと言われる明恵上人作『四座講式』では、本尊として涅槃図を懸け、「涅槃会法式」を定め、四座共表白段を有し、各段共発句を設け、又、夫々最後の段に廻向句を用いて構成される。

本資料は『四座講式』の如き、釈尊(仏)を恋慕渴仰するものではなく、第二節で述べた如く、作者後鳥羽天皇御自身の身上と苦汁・悲哀に溢れた心情を綴った私的な「式」である。恐らく、このために、表白段、又、発願廻向を設けなかったのではないかと想像される。

次に、II本文中に内典・外典よりの引用が見られる。

「…云」として出典を明示しているものとしては、

- ① 止観云……(11行)
- ② 白樂天云……(40行)

此の二箇所を見出すことが出来る。夫々の典拠は次の文献に求めることが出来る。

① 摩訶止観 卷第四上(『大正新編大藏經 第46卷、諸宗部三』)。

「人命無常。一息不<sub>レ</sub>追千載長往。幽途綿邈無<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>資糧。苦海悠深船筏安寄。賢聖呵棄無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>恃怙。年事稍去風刀不<sub>レ</sub>奢。豈可<sub>レ</sub>晏然坐<sub>レ</sub>酸痛。譬如<sub>下</sub>野干矢<sub>上</sub>耳尾牙<sub>上</sub>詐眠望<sub>レ</sub>脱。忽聞<sub>レ</sub>斷<sub>レ</sub>頭心大驚怖<sub>上</sub>。遭<sub>レ</sub>生老病<sub>上</sub>尚不<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>急。死事弗<sub>レ</sub>奢那得<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>怖。怖心起時如<sub>レ</sub>履<sub>レ</sub>湯火。五塵六欲不<sub>レ</sub>暇<sub>レ</sub>貪染。如<sub>下</sub>阿輪柯王<sub>上</sub>聞<sub>レ</sub>旃陀羅朝振<sub>レ</sub>鈴。一日已盡。六日當<sub>レ</sub>死。雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>五欲<sub>上</sub>無<sub>レ</sub>一念愛<sub>上</sub>。」(傍線部が本資料に引用)

仁和寺藏後鳥羽天皇御作無常講式について

⑥ 続古詩十首中第二首（『白楽天詩集 卷二・諷諭、統国訳漢文大成文学部第九卷』）

「掩淚別郷里。飄飄將遠行。茫茫綠野中。春盡孤客情。驅馬上丘隴。高低路不平。風吹棠梨花。啼鳥時一聲。古墓何代人。不知姓與名。化作路傍土。年年春草生。感彼忽自悟。今我何營營。」（傍線部が本資料に引用）

但し、○印の如く、字句に少しばかり異同が認められる。

「講式」本文中に引用される文献は、仏典（經疏・論釈）がその多くを占める。ところが、本資料では、⑥として挙げた「白楽天の詩句」が漢籍の出典であり注目に値すると思われる。

更に、「上陽人の老」・「李夫人の病」（共に55行）のエピソードも、『白氏文集』の卷三・卷四に拠ると見られる。

さて、III本資料には節博士（講式譜）が附けられていない。

先にも触れたが、「講式」は仏・菩薩等を讚歎する「声明」である。他の「惣礼（伽陀）」・「四箇法用（唄・散花・梵音・錫杖）」なども皆「声明」という仏徳讚歎の音楽である。明恵上人自らも「十無盡院舍利講式」を唱えられたという。<sup>(11)</sup>現

存する最古の声明譜を附した文献としては、十二世紀初（天承元へ二三二〇年）のものが知られていて、<sup>(12)</sup>本資料成立以前に、既に声明譜を附して声明類が唱えられていたことがわかる。

しかるに、本資料には、これがたとえ「唱えられた」ものであっても、そのことを示す手掛りとなる節博士が附されていないのである。

IV作者について、「講式」の先駆をなす『往生講式』が永観律師であることを始めとして、源信・真源・貞慶・明恵と代表的な講式はいずれも僧侶の筆になるものである。所謂「講式展観目錄」<sup>(13)</sup>にも、そこに作者として掲げられているものは、いずれも僧侶である。しかるに、本講式の作者である後鳥羽天皇は皇族である。ほぼ同時代に講式を草した「守覚」<sup>(14)</sup>も皇族ではあるが、彼は、法親王であって、仁和御流の中興・仁和寺第六世でもある。

#### 四、おわりに

以上、本資料の内容を簡単に紹介し、講式としての本資料の特徴と思しき点について考察した次第である。今後の課題としては、宸翰から仁和寺本成立に至る迄の『無常講式』書写過程と、本資料書写者の態度の解明（これは、施訓方式などを考慮する必要がある）、又、本講式が後世の文献に与えた影響<sup>(15)</sup>など、究明されるべき重要な問題が山積していると言えよう。

#### 注

(1) 仁和寺蔵『仁和寺諸院家記』(『仁和寺史料 寺誌編一』所収、昭39年・奈良国立文化財研究所)。

『仁和寺諸院家記』に押捺されている朱印は「仁和寺」と複廓朱印であるが、『無常講式』と同じ朱印は、

1、『蘇摩呼童子請問經 二帖、承暦三年加点本』

2、重要文化財『般若理趣經 一卷』

(1、2、共に仁和寺所蔵)にも押捺されている。

(2) 高山寺蔵『高山寺明恵上人行状抄上』に「高山寺者始号十無盡院後改高山寺」云とある。(高山寺資料叢書第一冊『明恵上人資料 第一』所収、昭46年・東京大学出版会)。この印が押捺された時点では、高山寺諸房中の一院名であった。

(3) 和田英松『皇室御撰の研究』(明治書院・昭8年)、  
宝田正道『無常講式』をめぐる二・三の問題』(『仏教論叢21』、昭52年)。

宝田正道『無常講式』成立の背景』(『仏教論叢22』、昭53年)。

目崎徳衛『後鳥羽院の『無常講式』』(『春秋』204、昭54年4月)。

又、『佛書解説大辞典』に『無常講式——明恵高辨／(参考)大日本仏教全書続刊予定書目』と挙げられているが、不詳である。

(4) 後鳥羽天皇は、『新古今和歌集』・『遠島御百首』を撰するなど、芸能武技と文武両方に互り多芸多才であった。隠岐での唯一の心のなぐさめは、やはり和歌が中心であつたらうか。

「我こそは新島もりよ隠岐の海の 荒き浪かぜ心して吹け」(後鳥羽院御百首)は有名である。

『増鏡第二 新島守』にも当時の天皇の消息が詳しく述べられていると共に右例の和歌も載る。(日本古典文学大系87『神皇正統記 増鏡』所収、昭40年・岩波書店)。

(5) 『舍利講式』(寛饒上人作)

『愛染講式』

共に上野学園日本音楽資料室蔵。

(6) 金田一春彦『四座講式の研究——邦楽古曲の旋律による国語アクセント史の研究 各論(一)——』(昭39年・三省堂)。

(7) 伝来写本の首次第によつた。次にいくつか具体例を挙げておく。

○高山寺蔵・重文『持経講式』(承久元へ一二一九年書写)。

○笠置寺蔵・重文『弥勒講式』(鎌倉時代書写)。

○笠置寺蔵・重文『地藏講式』(鎌倉時代書写)。

○西大寺蔵『舍利講式』(康永四へ一三四五年書写)。

○唐招提寺蔵『舍利講式』(文明九へ一四七七)年書写)。

○千手院蔵・重文『四座講式』(宝町時代書写)。

(8) 高山寺蔵・重文『涅槃会法式』(嘉禄二へ一二二六年書写)による。

(9) ここでは明恵上人作『涅槃講式(五段)』の例を示す。

第一頭入滅哀傷者

第二拳茶毗哀傷者

第三拳涅槃因縁者

第四拳雙林遺跡者

第五 発願廻向者

- (10) 『古訓點資料集一』、東京大学 國語研究室資料叢書15 (昭61年・汲古書院) 所収の「涅槃講式」影印資料による。  
岩原諦信師は「声明」を三つに分類し、「読む声明」・「語る声明」・「歌う声明」、講式は「語る声明」であると云われた。  
〔南山聲明の研究〕昭7年
- (11) 奥田勲『明恵―遍歴と夢―』(昭53年・東京大学出版会)、P.55。
- (12) 『音楽大事典』(昭57年・平凡社)。
- (13) 注(6) 文献。

上野学園日本音楽資料室第九回特別展観『声明資料展―講式―』解題目録(昭59年)。  
右二つの文献に挙げられた講式の総数は百七十七点にのぼる。今後の各寺院の調査が行なわれることにより数が更に増える事と思われる。

- (14) 吉川英史監修『邦楽百科辞典』(昭59年・音楽之友社) 所収、講式の項目。  
『密教大辞典』(昭6年・法蔵館)「守覚」著作の項には、「舍利講一段式」とある。
- (15) 『存覚法語』(文和五へ―三五六)年撰述)に

「後鳥羽ノ禪定上皇ノ遠島ノ行宮ニシテ宸襟ライタマシメ浮生ヲ觀シマシクケル御クチスサミニツクラセタマヒケル無常講ノ式コソ、サシアタリタルコトハリ耳チカニテヨニアハレニキコエ、侍メレ。」  
とある。

(参考文献)

- 奈良国立博物館『講式―ほとけへの讃嘆―』(昭60年) 目録  
○石田瑞麿『日本仏教史』(昭59年・岩波書店)。  
〔付記〕本書掲載の写真資料は、奈良国立文化財研究所提供のものを使用した。小稿を草すに当り、小林芳規博士には折に触れ温かい御教導を賜り、且つ、広島大学助手山本真吾氏には大変お世話になった。又、本資料公開については、仁和寺御当局の格別のお取り計らいと、大安寺、河野良文師の御盡力を賜った。ここに銘記して深甚の謝意を表す。

# 仁和寺藏後鳥羽天皇御作無常講式の訓点

小林 芳 規

## 目次

- 一、訓点の性格
- 二、表記上の問題
- 三、音韻について
- 四、訓法・文法
- 五、語詞・語彙

## 一、訓点の性格

仁和寺藏無常講式一巻には、全巻にわたって墨書の訓点が稠密に施されている。訓点は、片仮名の和訓と字音、声点(少量)、返点、合符であり、これが本文と同筆で書かれている。

この訓点の性格について二つの問題がある。訓点が、無常講式の本文の漢文に何時加<sup>レ</sup>点されたかが第一の問題であり、本文の漢字に加<sup>レ</sup>点する方式に一定のきまりがあ<sup>レ</sup>ったか否かが第二の問題である。

第一の問題を考えるには、本書の巻末奥書の記文が<sup>レ</sup>拠り所となる。巻末は左の如くである。

(尾題)無常試 (1)陰岐法皇御筆

(二行分空白)

(2) 正月九日 帝王崩御同月廿日<sup>(崩)</sup>

(三行分空白)

(3) 建長元年七月十三日於雲林院書寫了

これらの文字は、同じ筆蹟であり、本文と同一である。従って、(3)の「建長元年七月十三日於雲林院書寫了」は、文字通り書写奥書となる。本文の筆致や訓点(後述)が鎌倉中期と見られるから、本奥書ではなく、この時の書写と見られる。次に、(1)の「陰岐法皇御筆」は、この無常講式が隱岐に配流された後鳥羽上皇の御作であることを注記した文字である。後鳥羽上皇の御作とすれば、上皇は延応元年(一二三九)二月に隱岐で崩御されたから、無常講式の本文の成立はそれ以前であり、「陰岐法皇御筆」は、成立後、建長元年までの間に他人の手に依って書入れられたものである。上皇崩御から建長元年までは十年の経過がある。

次に、(2)の「正月九日 帝王崩御同月廿日」の記文は、四条天皇の治病祈願法要の日と崩御の日を示している。四条天皇は仁治三年(一二四二)正月七日に発病(百鍊鈔第十四)、正月九日には治癒祈願のために「諸社被<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>御誦經<sub>一</sub>」(百鍊鈔第十四)されている。しかし、同月廿日には崩御されている。御年十二歳であった。

無常講式の本文に訓点が加点された時機としては、右の記文に即して考えると、(一)御鳥羽上皇が無常講式の本文を御製作された折、(二)仁治三年正月九日に四条天皇病氣治癒祈願の法要の折、(三)建長元年七月十三日に仁和寺藏本書写の折、の三つの機会が挙げられる。この他にも、右の時期以外の折に加点したことも考えられるが、本書の巻末奥書に基いて考えるのが順当であろう。

まず、三つの機会のうち、(三)建長元年七月十三日に本文を書写した折に、新たに訓点を施したとすることは、次節に述べる如く、漢字の誤写や訓点の誤写から見て、考え難いことである。例えば、「船<sup>セン</sup>柁<sup>ハツ</sup>」(12、13)の「柁」は「棧<sup>イカダ</sup>」の誤写と見られるが、振仮名の「ハツ」は文脈上この方が正しく、既に親本にこの振仮名とそれに対応する「棧」とが

あつたと考えられる。又、「為<sup>オム</sup>伴<sup>リヨリ</sup>侶<sup>リヨリ</sup>」(64)の「侶<sup>リヨリ</sup>」の下の「リ」は「ト」の誤写であり、「リ」と「ト」との字形の類似によつて生じた写し誤りと見られるから、親本に既に「侶<sup>リヨリ</sup>」という訓点<sup>リヨリ</sup>が施されていたと考えられるのである。

次に、(一)御鳥羽上皇が無常講式の本文の漢文を製作された折に、訓点を施されたかどうかについては定かでない。しかし、明恵上人撰述の四座講式について見るに、嘉祿二年(一二三六)二月十二日に梅尾住房で喜海が書写した、高山寺藏涅槃会法式一卷(重文第二部二〇四号)には訓点の仮名が施されていない。仮名の加點が見られるのは後の写本であることから考えると、後鳥羽上皇自らは加點されなかつたと見るのが穩当である。御自身にとってはその必要は恐らくなかつたのであろう。

更に、仮名が稠密であると共に、後述のように一定の方式で施されていることは、本文の漢字の一字一字の読み方に配慮した結果と考えられる。このことは撰述者の所為というよりも、それを読み上げる第三者の心配りと見られるのである。

残る(三)仁治三年正月九日に四条天皇病氣治癒祈願の法要の折に新たに加點されたかどうかについても確証はない。しかし、右に述べた如き加點方式の上の配慮は、このような国家的な公式の場における心配りとしては首肯されることである。ただこれも状況証拠に過ぎないが、右の三つの時機のうちでは最も可能性がある。

尚、建長元年に本書を書写した雲林院は、京都の紫野にあつた天台宗の寺院であつたから、その折の書写者はその関係僧かも知れないが、訓点の加點者については未詳である。

第二の問題は、右に触れた加點方式についてである。これは第一の問題を解く鍵にもなる。

この無常講式に施された仮名が稠密であることは、一見して明らかであり、それが好箇の国語史料ともなっている。その仮名の加點方式を見るに、漢字漢語の全首節を省略なく振仮名を施すものが大多数であるが、仔細に見ると、全く振仮名のない漢字漢語もあり、又、振仮名を一部しか施さない漢字もある。これらが混然としているのではなく、一定

の方式によつてゐるのである。これを三種に分けて検討することにする。

(A) 漢字漢語の全音節について振仮名を施す

これが全巻の大多数であり、和訓・字音にわたつてゐる。しかも、語中の音節を省略したり、語尾の音節を省略することは、音便の零表記を除けば、全くない。

(B) 全く振仮名のない漢字

これを類別して掲げる（用例の配列は原則として出現順）。

(イ) 常用の和訓で読まれるもの（訓漢字）

頭(二例) 耳 尾(二例) 牙(二例) 心(二例) 鈴 病(二例) 枕 朝々 今 上 年々 霜 墓 野 朝 涙 命

眼(二例) 人(二例) 鼻 所々 春(二例) 程 昔 月 玉 時(三例) 身 事 水 沫 泡 焰(恐らく和訓であらう) (以上名詞)

我等 何 誰・誰カ 我 彼(以上代名詞)

有 云 失(四例) 至テ 飛 集アツマル 住 垂 依 見マツリ 得(以上動詞)

無 无 青 蠅 難 亦 皆(三例) 如(三例) 如是 不可 応

(ロ) 助字

之 也 于 哉(三例) 而 者 於 云々(二例)

(ハ) 漢語サ変動詞の語幹

念シ 期シ 愛スルコト 修・修セ (二例) 臥シテ 生ス 死スル・死ス 信スル

往 生セン

(ニ) 数を示す漢字

百年(二例) 三十四十 五十六十 七十 千載チヤイ 一日 六日 一念 七日 千歳 五欲ゴヨク 一朝(期) 百媚ヒャクビ 一両リヤウ

仁和寺藏後鳥羽天皇御作無常講式の訓点

日<sup>ニチ</sup> 三五里<sup>リ</sup> 二道<sup>ニダウ</sup> 四支<sup>シ</sup> 四方<sup>フウフウ</sup> 十二節<sup>ジュニセツ</sup> 五藏<sup>ゴゾウ</sup> 五尺<sup>ゴシツ</sup> 一期<sup>イチキ</sup>・一期<sup>イチキ</sup> (三例) 六道<sup>ロウド</sup> 三千<sup>サンゼン</sup> 一生<sup>イチシヨウ</sup> (三例) 二十八<sup>ニヤクハチ</sup> 將<sup>シヤウ</sup>

二世<sup>ニジ</sup> 一天<sup>イツテン</sup> 四海<sup>シカイ</sup> 十二縁<sup>ジュニエン</sup> 九品<sup>クホウ</sup> 二十五億<sup>ニヤクイッパツ</sup> 五衰<sup>ゴスエイ</sup> 八万四千<sup>ハツマンシヨク</sup> 廿五井<sup>ニヤクイ</sup> 四十一地賢聖<sup>シヨウジツチケンセイ</sup>

(ホ) 仏教関係語

次第<sup>シヤブダイ</sup> 法則<sup>ホウソク</sup> 無常<sup>ムジョウ</sup> (三例) 弥陀<sup>ミタ</sup> (三例) 道場<sup>ドウジョウ</sup> 五道六道<sup>ゴドウロウド</sup> 淨刹<sup>ジヨウシャツ</sup> 前仏<sup>ゼンブツ</sup> 後仏<sup>ゴブツ</sup> 悲願<sup>ヒガン</sup> 衆生<sup>シュウジヨウ</sup> 算<sup>サン</sup> 来世<sup>ライセ</sup> 黒闇泥梨<sup>クワクニヂリ</sup>

苦海<sup>クカイ</sup> 生老病<sup>シヨウジョウビョウ</sup> 死<sup>シ</sup> (二例) 五塵六欲<sup>ゴジンロクヨク</sup> 貪染<sup>コンゼン</sup> 弟子<sup>トシ</sup> 念仏<sup>ネンブツ</sup> 往生<sup>シヨウジヨウ</sup> 南無阿弥陀仏<sup>ナムバアミダブツ</sup> (三例) 中間<sup>チュウカン</sup> 一切<sup>イツセツ</sup> 所<sup>ショ</sup> 止<sup>シ</sup> 觀<sup>カン</sup>

菩薩坐<sup>ボサツザ</sup> (三例) 衆<sup>シュウ</sup> 本誓<sup>ホンセ</sup> 今生<sup>コンジヨウ</sup> 生死<sup>シシヨウ</sup> 天女<sup>テンニヨ</sup> 轉輪聖王<sup>テンリンセイオウ</sup> 觀音勢至<sup>カンオンセイシ</sup> 普賢文殊<sup>フケンモンジュ</sup> 四十一地賢聖<sup>シヨウジツチケンセイ</sup> 淨土<sup>ジヨウト</sup> 戒<sup>ケイ</sup> 施<sup>シ</sup> 放逸<sup>ホウイツ</sup>

命終<sup>メイシュウ</sup> 无量寿仏<sup>ムリヤウジユフツ</sup> 无边功德<sup>ムヘントクデ</sup> 仏<sup>ブツ</sup> 安樂国<sup>アンラククニ</sup>

(イ)(ロ)に對して(ニ)(ホ)は字音を表しているが、共にその読み方が振仮名を施さなくても明らかなものであり、(イ)に併せて振仮名の必要がないと見られるものである。

(シ) 漢字の一部を付訓、又は漢語の一字に振仮名を施す

(ハ) 老<sup>ロウ</sup> 心<sup>シン</sup> 朝<sup>チウ</sup> 者<sup>シャ</sup> 今<sup>イマ</sup> (以上名詞)

汝<sup>ニ</sup> 何<sup>ニ</sup> (以上代名詞)

豈<sup>ニ</sup> (二例) 已<sup>ニ</sup> 當<sup>ニ</sup> 將<sup>ニ</sup> 亦<sup>ニ</sup> 未<sup>ニ</sup> 願<sup>ニ</sup> 大<sup>ニ</sup> 獨<sup>ニ</sup> (三例) 則<sup>ニ</sup> 或<sup>ニ</sup>

(ト) 唱<sup>ニ</sup> 在<sup>ニ</sup> 来<sup>ニ</sup> 生<sup>ニ</sup> 出<sup>ニ</sup> 契<sup>ニ</sup> 馮<sup>ニ</sup>

如<sup>ニ</sup> (二例) 可<sup>ニ</sup>

(チ) 年事<sup>ネンジ</sup> 刀風<sup>タウフウ</sup> 湯火<sup>タウカ</sup> 阿輪柯王<sup>アリンカオウ</sup> 梅陀羅<sup>ヘイダラ</sup> 牢固<sup>ラウコ</sup> 手足<sup>シユ</sup> 白樂天<sup>ハクラクテン</sup> 闍<sup>カ</sup> 廣<sup>ク</sup> 王<sup>オウ</sup> 凡夫<sup>バンブ</sup> 菜<sup>サイ</sup> 采<sup>サイ</sup> 女<sup>ニョ</sup> 喫<sup>キツ</sup> (三例) 王<sup>オウ</sup> 秦王<sup>シンオウ</sup> 天帝<sup>テンダイ</sup>

臨命終<sup>リンメイシュウ</sup> 王位<sup>オウイ</sup> 今世後世<sup>イマセゴセ</sup>

(ハ) は和語の活用のない語であり、その最後の音節又は終りの二音節を送る、所謂捨て仮名である。(ト) は活用語で、

その活用語尾又は活用語尾を含む終りの二音節を送っている。(ハ)共に、同じ語が(B)の(イ)に「心」「今」「何」「亦」「如」「可」とあるから、加点の機能としては相通ずるものと見られる。

(ハ)は二字又は三字以上から成る字音語であり、そのうちの一字又は二字に振仮名がないものである。振仮名の施されていらない漢字は「年」「風」「火」「阿」「王」等であつて、平易な字音語と見られる。和訓における訓漢字に通ずるものと見られる。

以上、(A)(B)(C)を併せて見るに、本書においては振仮名を加点するのに一定の方式に基いて行われたと考えられるのである。

以下には、これらの振仮名に拠つて、本書に現れた主な問題を取上げて、表記上の問題、音韻、訓法・文法、語詞・語彙に分けて述べることにする。

## 二、表記上の問題

### 1、転写に係る誤写

表記上の問題として、転写に係る誤写と、片仮名の字体及び仮名遣を取上げる。本文は丹念な写本であるが、まま誤写が存し、本書が転写本であることを示している(算用数字は原本の行数を示す。以下同じ)。

#### 〔漢字〕

船<sup>せいはつ</sup>祇(12)〜13)——「祇」は、旁が「氏」の「通字」(干祿字書)としての点を加えた字形に最も近い。「祇」は観智院本類聚名義抄に「祇<sup>是桃</sup>、<sup>是柄</sup>」又「(仏下本一一六)とあるように、音も意味もこの文脈に合わない。振仮名からも分るように、ここでは「いかだ(筏)」の意味であり、振仮名の「ハツ」に適った漢字でなければならぬ。観智院本類聚名義抄に

よると、「筏ハヤイカイカタ谷上上上上邊邊」(僧上六三)があり「筏」の俗字として「楫」が挙っている。無常講式の「楫」は、この俗字と字形が似通っており、恐らく親本にあったこの俗字体の漢字を転写に際して誤写したものであろう。

可急者念(23)——この四字は、本文の漢字二字乃至三字分を擦消して、その上にやや小字で書入れている。誤脱に氣付いて後から抹消し加筆書入れたものと見られる。

一朝(29)——「二期」の誤写であらう。

菜女(50)——「采女」の誤写であらう。

鉤(51)——「釣」の誤写であらう。

旅容(6)・雲容(51)・三千容(53)——「客」字はすべて「容」に書いている。「容」と「客」とは字形が類似

しており古写本には屢々存するから筆癖と見る余地もあるが、転写の際の誤写と考えられる。

「仮名」

海人垂ヒト鉤アリ——(51)——「垂」の右傍に「ヒト」とあるのは、直上の漢字「人」の訓を見誤って重ねて施したものである

う。

伴リヨリ侶(64)——「リヨリ」の下の「リ」は、親本の「ト」を「リ」に誤記したものであろう。

以上の諸例が主なものである。本書が草稿本でないことは一見して明らかであり、撰述者の浄書本では、右掲の誤記は起り難い事柄であるから、これらは転写に際して生じたものと見るのが穩当である。

## 2、片仮名の字体

訓点の片仮名の字体は、次頁に掲げた仮名字体表のように帰納せられる。

その字体は、鎌倉中期の特徴を顯著に示している。「ウ」「ツ」「テ」「ミ」「ル」「レ」「ワ」等にそれを見てとることが出来る。

仮名字体表

字踊	ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
タ、	ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
ツ	云	キ	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
ク	云	キ	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
イ	事		ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
ロ	事		ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
カ		エ	レ		メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
ク		エ	レ		メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
		ラ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
		ラ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ

仁和寺藏後鳥羽天皇御作無常講式の訓点

又、踊字のうち、二字踊字又は三字踊字は、総て一筆書であり、その起筆の位置は、

情ツラく(5) 悉コソく(35) 色イロく(38) 肅セツく(56) 猷カウく(56)

諸モロクノ(64) 朝アササカく(17)

のように、下の仮名の右傍で右肩の辺にあるか、又は、

情ツラく(18) 年トシく(41)

のように、下の仮名の右傍で真中か真中よりやや上寄りの位置にある。むしろ前者の方が用例数が多い。踊字の形態も亦、鎌倉中期の特徴を現している。

これらにより、本書の訓点の施された時期が、奥書の書写年紀の建長元年と見て矛盾しないのである。

### 3、仮名遣

ハ行転呼音を反映する表記や、オとヲとが古用に合わない仮名遣の存することは、鎌倉中期という時期から見て当然であるが、「或(あるいは)」の仮名遣が注目せられる。

或アルヒノクニニシテノコヲシテモニ(27)  
或アルヒノクニニシテノコヲシテモニ(27)

或アルヒノクニニシテノコヲシテモニ(28)  
或アルヒノクニニシテノコヲシテモニ(28)

「或」は二例とも「アルヒハ」「アル」ヒハと「ヒ」の仮名で表記されている。「あるいは」の歴史的仮名遣は、和字正濫鈔に「あるひは」とされ、語源を「あるいひは」と考えられることがあったが、春日政治博士が「ある」に助詞「い」「は」の付いた語形と正されたことは周知のことである。鎌倉中期には、語中の「ヒ」と「イ」とが仮名遣上の区別を失っているから「ヒ」と表記されても異とするに足りないが、二例とも和字正濫鈔に掲げる「アルヒハ」で表されているのが注目せられる。

尚、「老(おい)」「も」「老」(8・55)、「老」(18)のように「ヒ」で表されている。

### 三、音韻について

音韻では、国語音のうち、音便と助動詞「む」の音価とを取上げ、漢字音については、韻尾の唇内撥音と舌内撥音、長音を問題とする。

#### 〔国語音〕

##### 1、音便

活用語の音便には、イ音便・促音便・撥音便とハ行四段活用動詞の音便とがある。

イ音便——急イソイテモ (23) 築ツキテ (33)

促音便——去サテ (13) 眠ネテ (14) 拳コブテ (27) 在ヰテ (31) 為ナテ (41) 契チキテモ (47) 已ヲハテ (65)

撥音便——a 去サテ (7) 去サテ (59) 成ナシ (39) 垂サシレハ (8)

b 埋ウツンテ (28)

c 濡ウツンテ (47)

ハ行の音便——d 遭アフテハ (15) 欣ネカフテ (57)

e 歌イトテ (4・62)

(参考) 以フモノニレハ (5・18)

促音便は、ラ行の例のみで、総てが無表記である。撥音便は、aラ行四段活用動詞が完了の助動詞「ヌ」に続いた例で、「ン」で表記されている。bはマ行四段活用動詞から撥音便となったもので「ン」で表記される。鎌倉初期までは、撥音便のうちナ行ラ行に基くものを「ン」で表し、マ行バ行に基くものを「ム」で表して区別する原則があつたが、この訓点ではその区別の失われていることを反映すると見られる(後掲、助動詞「む」の音価、及び韻尾の唇内撥音と舌内撥音の

項参照)。cもマ行四段活用動詞の音便となったものであるが、無表記である。一例だけであるので、「ン」の誤脱か、或いはnと同音となったものが表記されなかったのか定かではない。

ハ行四段活用動詞の音便のうち、dの「ア<sup>フ</sup>テハ」「ネカ<sup>フ</sup>テ」は「フ」がハ行転呼音のuを表しているとすれば、ウ音便となり、eの「イトテ」と同種の音便とすれば、促音的な音便となる。

## 2、助動詞「む」の音価

助動詞「む」は、「ム」で表される所と「ン」で表される所とがある。

- 〔ム〕去サンナム (7) 送フクラムト (28) 見タテマラム (64)
- 〔ン〕眠ユフランダ (9) 寄ヨセン (13) 待マクシヤ (13) 脱ヌビレシコトク (14) 断キラシユラ (14) 如ナラシヤ (19) 起オキシヤ (21) 保タモシ (31) 近オカツカト (43)
- 往ユカント (43) 随シタカハン (49) 生シセン (66)

「ム」表記は、巻首と巻尾とに各一例と巻中途に一例あるのみで、他は「ン」で表記されている。これによれば、助動詞「む」の音価は、mではなく既にnになっていたと考えられる。マ行の撥音便が「ウツンテ」と表記されたことが顧みられる。又、「以ヨシメシム」(5・18)や「汝等オシクダチ」(25)も参考となる。

mとnとは、鎌倉中期以降は表記規範力の働いた文献でも区別が失われて行くから、本書の訓点で鎌倉中期の加点多あることの傍証ともなる。

## 〔漢字音〕

### 1、韻尾の唇内撥音と舌内撥音

唇内撥音を「ム」で表し、舌内撥音を「ン」で表して区別することは、鎌倉初期までの訓点では原則として保たれていた。本書の訓点ではその区別が失われている。

### 唇内撥音

〔ム〕(用例ナシ)

〔ン〕 暗然アセセントシテ (9) 窓イウ窓シニシテ深 (12) 獸離エンリ (25) 閻エン王マ (43) 九品ホシ (57) 臨命終リンシユ (60) 草菴サウアン (61) 金剛不壞コウカウフエ (62)

臨命終リンシヤウシユ (63) 今世コンセ (63)

舌内撥音

〔ム〕 天テム (3) 紫震シシム (50)

〔ン〕 閑居カンキョ (3) 安養アンヤウ (4) 員ゲン (7) 寒氷カンヒウ (9) 紅蓮クレン (9) 綿邈メンハク (12) 船柢センハツ 柢ツ (12) 安然アンセントシテ (13) 酸痛シヤウツウ (13)

野干ヤカン (14) 梅陀羅セン (16) 六旬キリクスユン (20) 辺ヘニカ (22) 半偈ハンケ (22) 棺クワン (29) 万歳ハンセイ (30) 百年ハンネン (31) 厚クエン 原野ゲンヤ (32) 墳ブン

墓ホ (33) 雲鬢ウンセン (34) 便利ヘンリ (36) 野干ヤカン (37) 雲鬢ウンセン (39) 顔色カンシヤク (42) 先路センロ (43) 貧賤ヒンセン (49) 乱世ランセイ (49) 民ミン

燻エン (51) 雲容ウンカク (51) 槐門クワイメン (52) 孟嘗君マウシヤウクン (52) 漢カン (53) 秦王シン (54) 上陽人シヤウヤウシン (55) 李夫人リフジン (55) 千万センバン (55)

十二縁エニ (57) 觀クワン (57) 蓮台レンタイ (61) 万劫マンキョク (62) 珍宝チンホウ (62) 伴バン 侶リョ (64)

唇内撥音を「ム」で表した例を見ず、逆に舌内撥音を「ム」で表した二例があるのみで、他は、唇内も舌内も撥音を「ン」で表している。

このことは、国語音において、マ行四段活用動詞の撥音便を「ン」で表し、又、助動詞「む」が主に「ン」で表されている、mとnとの音韻としての区別が失われていたことに関連して、漢字音でも同様の現象であったことを示している。

2、長音

似ニ旅リ容リョウ (客) 宿ヤトルニ (6)

「旅」は、別に「旅宿」(3)ともあり、遇撮の字としてはこの方が字音仮名遣に即した仮名表記である。これを「リヨウ」と表すのは、才段の拗長音に発音されたことを示すものであろう。

和泉往来文治二年（一一八六）写本に、

特賜マコトニツケハテ賢慮ケンリヨウ（10）

とある「賢慮」も、熟字の下位にあるものの、同種の発音を示すものであろう。

「女」が、「女房」「女子」のように熟字の上位に来た場合に、オ段拗長音に発音され、それを「ネウ」と表記した例が、

ねうはう（女房）の御ころ（高野山文書、春日局消息、安元三年六月廿二日）

ねうし（女子）ありわうこせんにゆつりをハぬ（岩手県中世文書上、尼たうしやう讓状、かけん三ねん正月卅日）

とあるのも類例と見られる。又「如法経」を、

ねうほうきやう（石清水文書之六、菊大路家文書、永仁五年六月）

と表すのも同種である。

尚、長音に関しての次の語が問題となる。

今生亦富貴之間也（49）

「富貴」の「フク」は「ク」の仮名に間違いない。「フウ」の誤写とすれば長音化した例となるが、仮名の通りであるとすると、音転化して「フツキ」（明応五年本節用集等）の促音に通ずるもので、「フク」の「ク」は子音のkを表したとも考えられる。

#### 四、訓法・文法

漢文の訓法としては、鎌倉時代の仏書の訓読に通ずるものであって、取立てて述べるものは少い。

當ニ死シ（17）未聞イマケナ（30）將近ニチカツカント閻王エンマ（43）

ヘストユラ

故カルカエヘニ (23) 然則シカレハチ (56) 戒及施不放逸トヒトサルトセ (63)

のような再読字の再読表現や接続語の訓法は、当時としては通常のものである。

その中で、「欲」を「ムトホツス」と訓じた、

或今夜欲ヒトコロヒホシテ送ラムトナク泣カレラクンマヘニ別ニ棺前 (28)

の例は、仏書に頻用される「ムト欲ス」の訓法が漢籍訓読の「マク欲ホツス」「ムコトラ欲ホツス」と混淆して成立した新訓法であつて、<sup>③</sup>古例としての、

怨ウテス不レ欲レ徙ホツセウツラムト (高山寺藏股本紀建曆元年点)

と共に、鎌倉時代の例となる。

文法の面では、「うづむ」が、「埋ウツツテ」(28)、「埋ウツツメハナルツチト 為土」(33)のように四段活用であること、「拳世コウテヨ」(27)が、助詞

「ヲ」を用いないらしく、又、「急キウニキテ聞ミ断キリニ頭ニ」(14)の「キラン云ヲ」が助詞「ト」を用いないらしいことが注目

される。後二者は、「ヲ」「ト」の誤脱と見るならば問題にはならない。

## 五、語詞・語彙

### 1、和語の漢字表記

無常講式の文章中には、漢文として中国本土で成立した語彙だけではなく、日本において和文の中で成立したり、日本語として用いられた語を漢字で表したのもも交え用いられている。

「はかなし」を「無レ墓」として次のように用いている。

凡フヨソナキハカ無レ墓モノハヒト者人始ヲ (平澤)中終如チラシクコトクナマホロシ 幻ハ者一朝コノ期スケルホト過程也 (29く30)

「無墓」は宛字とされるものである。

